

松福障第1057号  
令和6年9月18日

指定障害福祉サービス事業所 各位  
指定障害児通所支援事業所 各位

松戸市長 本郷谷 健次  
(公印省略)

### 「欠席時対応加算」の取扱いについて

日頃より、本市の障害福祉行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本加算は、利用を予定していたが、利用者の急病等により利用を中止した場合に、各事業所において算定できる加算となります。

しかしながら本加算は基準省令、留意事項通知等において取り扱いが一部明確化されていない部分もあることから、事業所によって取り扱いに差異があることが散見されてきました。

このことから、令和6年10月以降の請求における本市の取り扱いは以下のとおりとしますので、各事業所におかれましては対応に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、本件は厚生労働省、こども家庭庁に聞き取った内容に基づいて取り扱いを一元化するものですが、先述のとおり基準省令等において明文化されていない事項がございます。このことから自治体によって取り扱いに差異があることが想定されますことを併せて申し添えます。

### 記

#### 1 欠席時対応加算の取り扱いについて

Q. 複数日欠席する場合、一度の連絡で複数日分の算定を認めるか

A. 認められません。1日分の加算のみ算定可能です。

※ 当該加算は、欠席連絡を受けた場合に算定できるものではなく、連絡を受けた際に、利用者との連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況、相談支援の内容を記録した場合に算定できるもののため。

#### 2 その他

本通知は市内関連事業所及び直近で欠席時対応加算を本市に請求している事業所に送付する他、市ホームページにも掲出しております。

問合せ先  
福祉長寿部障害福祉課  
担当： 事業庶務班  
電話： 047-366-7348